

審 査 基 準

平成21年7月22日作成

法 令 名： 自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項： 第6条第1項
処 分 の 概 要： 保管場所標章の交付
原権者（委任先）： 警察署長
法 令 の 定 め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条、第5条（保管場所標章の交付の手続）
審 査 基 準： 判断基準が「法令の定め」に尽くされていることから審査基準を定めることを要しない。
標準処理期間： 自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項の政令で定める書面を交付したとき又は同項ただし書の政令で定める通知を行ったときについては、7日（行政庁の休日は含まない）、第5条の規定による届出を受理したときは、1日（行政庁の休日は含まない）とする。
申 請 先： 各警察署
問 い 合 わ せ 先： 大分県警察本部交通部交通規制課規制総務係 （電話 097-536-2131 内線5183） 各警察署交通課
備 考：